

## 嘱託警察犬指導士に対する報償金の支給について（例規通達）

（平成2年3月26日）

（栃鑑第1号・栃会第1号栃木県警察本部長通達）

捜査をとりまく環境は、社会構造や国民意識の著しい変化などを背景として年々悪化の一途をたどっているが、こうした厳しい情勢下にあつて、「生きた鑑識器材」としての警察犬を使役し、昼夜を別たず警察活動全般にわたり協力している民間の嘱託警察犬指導士、訓練士（以下「指導士等」という。）及び嘱託警察犬の所有者に対し、その労に報い、かつ、事件に強い警察確立のため、このたび新たに、報償金を支給することとしたので、所属職員にその趣旨を十分理解させるとともに、次により適正な運用を図られたい。

### 記

#### 1 支給対象者

警察犬嘱託等運営要綱(昭和42年9月2日付け栃鑑第2535号例規通達)に基づき、嘱託されている指導士等又は警察犬の所有者で、栃木県警察犯罪捜査規程（平成12年栃木県警察本部訓令乙第19号）の定めるところにより、犯罪現場等に派遣された指導士等又は警察犬の所有者とする。

#### 2 報償金の支給額

- (1) 指導士等の報償金は、1回の派遣につき、昼間は5,000円、夜間は6,000円とする。
- (2) 警察犬の所有者の報償金は、1回の派遣につき、昼間は4,000円、夜間は5,000円とする。

ただし、警察犬の使役に至らなかった派遣の場合の支給については、刑事部鑑識課長の判断によるものとする。

#### 3 支給時期

報償金の支給については、支給要件を満たした後速やかな日とする。

#### 4 支給方法

報償金の支給は、刑事部鑑識課長からの請求に基づき、警察本部会計課長が、支給対象者の指定した口座に振り込む方法によるものとする。

#### 5 実施の期日

この報償金の支給は、平成2年4月1日以後における警察犬の派遣から適用する。